

# 亡くなられた人の 軽自動車・バイク・農耕車等の名義変更について



軽自動車の所有者が死亡された場合、名義変更の届け出が必要です。

(地方税法第447条、福知山市税条例第49条2項及び同条第3項)

	事 項	手続き・お問合せ先
福知山市ナンバーの変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>福知山市内に お住まいの人へ名義変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福知山市役所税務課で名義変更の手続きをしてください。 〈必要なもの〉</li> <li>同封の通知書・届出者の本人確認書類</li> <li>標識(ナンバープレート) ※引き続き同じ標識を使用される場合は不要</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福知山市外に お住まいの人へ名義変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福知山市役所税務課で廃車の手続きをしてください。 〈必要なもの〉</li> <li>同封の通知書・標識(ナンバープレート)・届出者の本人確認書類</li> <li>廃車証明書手数料300円(他市での登録時に必要な書類) ※他市での登録手続きは、各市区町村で異なりますので、登録される市区町村へお尋ねください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクラップ廃車等 ※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福知山市役所税務課で廃車の手続きをしてください。 〈必要なもの〉</li> <li>同封の通知書・標識(ナンバープレート)・届出者の本人確認書類</li> </ul> <p>※1 次の場合は廃車受付出来ません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>故障しているが、修理すれば乗れる場合。</li> <li>今は乗らないので倉庫等に置いておく場合。</li> </ul> </div>
京都ナンバー・バイクの軽自動車の変更手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所では、手続きができません。(下記での手続きをお願いします)</li> <li>●軽自動車(四輪、ボートトレーラー) お住まいの <b>軽自動車検査協会</b> へお問合せください。 軽自動車検査協会京都事務所      Tel.050-3816-1844 (コールセンター) 京都市伏見区竹田向代町51-12</li> <li>●二輪車(軽二輪・二輪小型自動車) 排気量が125ccを超えるもの お住まいの <b>運輸支局</b> へお問合せください。 近畿運輸局京都運輸支局      Tel.050-5540-2061 (テレホンダイヤル) 京都市伏見区竹田向代町37</li> </ul> <p>※行政書士や自動車販売・整備業者等で、手続き代行されています。(有料)</p>	

※2 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在所有されている人に課税され、年度途中で廃車されても払い戻しはありません。

※3 届出者が新所有者と同一住所以外は**委任状**が必要。(登録時、本人記入の申請書の場合は不要)

〒620-8501  
福知山市字内記13番地の1  
福知山市役所 税務課 Tel:(0773)24-7024  
受付時間(平日) 8:30~17:15